

中小企業施策に関する重点要望

平成19年6月14日
東京商工会議所

日本経済は企業部門が輸出、設備投資等、概ね好調であり、家計部門も底堅く推移し、景気は緩やかに回復していると言われていたが、企業規模、地域、業種によってばらつきがあり、多くの中小企業は景気回復を実感することができずにいる。

また、原材料価格の高騰によるコスト上昇分を販売価格に転嫁できないケースや、不公正な取引の頻発、大企業の採用活発化による人材確保難、借入れ金利の上昇傾向など、中小企業の抱える問題は多岐にわたっている。

一方で、中小企業は企業数の99.7%、従業者数の約7割を占めており、産業活力や地域経済を支える重要な担い手であるうえ、雇用の受け皿という社会的側面からも、また消費支出の面からも極めて大きな役割を果たしている。

国際化や少子高齢化といった社会経済情勢が激変する中であっても、持続的かつ安定した経済成長を実現するためには、国際競争力の強化と地域の活性化を支える中小企業が付加価値の高い技術、製品、サービスを生み出すイノベーションを進めることが必要であり、安倍政権の経済成長戦略大綱においても、地域・中小企業の活性化が重要なテーマとなっている。

大企業と中小企業の格差が広がる中、地域経済の活力を支えている中小企業が元気になることは極めて重要なことであり、国におかれては中小企業対策予算を飛躍的に拡充されるとともに、中小企業の実態把握に努められ、従来以上に実効性が高く、かつきめ細かい政策運営によって強力な支援をいただきたく、下記の通り要望する。

記

I 中小企業金融の充実強化

最重点要望事項

●信用補完制度における責任共有制度への対応

信用補完制度の見直しにより、本年10月に導入される責任共有制度の運用にあたっては、小口零細企業保証制度に係る保証枠の拡大と、同保証制度の従業員要件の緩和を図られたい。中小企業とりわけ信用力の低い企業や創業間もない企業、小規模企業に対する資金供給の円滑化を阻害することのないよう、十分に配慮されたい。

1. 政府系金融機関による中小企業金融機能の充実強化、新公庫への期待

現行の政府系金融機関はその組織や機能を再編し、平成20年10月より株式会社日本政策金融公庫として新設される。新公庫の運用にあたっては、政策金融機関として従来から行ってきた中小企業の資金ニーズに対するサービスの質を損なわず、またリスクを引き受ける業務体制を維持するためにも、今国会で決議された新公庫法の附帯決議を着実に実施し、中小企業者の資金需要・経営相談等にこれまで以上に質量とも的確に応えるよう努められたい。

2. 多様な金融サービスの開発・普及

包括根保証制度の廃止、動産譲渡登記の制度化等により、これまでの融資慣行の見直しが進められている中で、売掛債権、在庫などの動産を引当とする融資は、中小企業の資金調達環境の拡充に寄与することから、不動産担保・個人保証に依存しない政府系金融機関の融資制度や信用保証制度等の拡充を図られたい。さらに、担保等を十分に持つことが困難な創業間もない事業者や、大企業と比べて資金調達力に乏しい中小企業が活用できる多様な金融サービスの普及・浸透を政府系金融機関や信用保証協会において、率先して図るべきである。

II 産業人材の確保・育成、職業訓練の充実

最重点要望事項

●産業人材の確保・育成

東京商工会議所が実施した調査では、今後重視する経営課題として「人材の確保・育成」と回答する経営者が3年連続で6割近くにも達している。大企業等と比較して、中小企業における人材確保・育成が困難な状況を踏まえて、人材確保・育成に要する経費の負担軽減措置や各種助成制度、優遇税制等をはじめ、優れた産業人づくりを実現する総合的な施策の構築を図られたい。

また、組み込みソフトウェア等の需要増に見られるように、電機・電子分野等の技術者の需要が増加しているものの、国内の新卒者や若手技術者の採用は中小企業では困難な状況にあるため、外国人技術者の活用に向けた環境整備をされたい。同時に中小企業者に対しては多様な人的資源を管理するためのダイバーシティ・マネジメントの教育を推進されたい。

1. 職業訓練の充実

日本版デュアルシステムおよび実践型人材養成システムについては、受入側である中小企業の参加意欲を高めるための施策の充実と、事業の実効性を確保できるよう、環境整備に努められたい。

2. 職業能力形成システムの効果的な制度設計

労働者のエンプロイアビリティを高める観点から導入が検討されている職業能力形成システム（通称：ジョブカード制度）については、雇成型と委託型いずれの職業能力形成プログラムにおいても訓練委託先中小企業の負担軽減を図るとともに、適正かつ客観的な評価が反映されたジョブカードを交付できるよう、訓練委託先中小企業に統一的で明確な判断基準を明示し、実効性ある制度を確立されたい。

Ⅲ 東京のものづくり産業の基盤強化

最重点要望事項

● 中小ものづくり企業に対する積極的な支援

東京は先端情報と多様な製造工程を担う町工場、大学等研究機関が集積しており、わが国のイノベーションを牽引するR&D拠点といえる。東京の試作開発機能の維持・強化は生産拠点である地方の経済活性化につながることから、昨年6月に成立した中小ものづくり高度化法等の強力な推進により、基盤技術を有する中小企業への重点的支援を図られたい。

また、設備投資の促進は中小製造業の生産性向上に直結することから、減価償却資産の法定耐用年数の短期化を進めるほか、資産区分を簡素化するなど、減価償却制度の抜本的な見直しを早急に行うべきである。

さらに、製造業のみならずメンテナンス産業等都市型産業も含めて、工場や倉庫等の新築や増改築が円滑に進むよう、建築基準法等における作業場の面積制限の緩和を図るなど、安定的な操業環境の確保に資する政策を講じられたい。

1. 知的財産の保護・活用に対する支援の強化

中小企業における知的財産の保護および戦略的な活用に向けて、審査請求料や特許料の減免制度については、要件の緩和とともに減免措置の拡充等を通じた負担軽減を図るとともに、早期審査・審理制度の一層の普及・定着を図るべきである。また、昨年「知財駆け込み寺」が創設されたが、中小企業の知的財産を保護すべく、総合的な相談・サポート体制を一層強化されたい。

2. 新製品・新技術の開発と市場開拓の一体的支援

経済のグローバル化の進展により、海外で事業機会を見いだそうとする中小企業が増えていることから、中小企業が海外の見本市に出展するなど販路開拓をする際に、日本貿易振興機構はもとより現地の大使館等の積極的な支援をお願いしたい。

また、競争力をもちうる新製品や新技術の開発支援および市場開拓を支援する施

策は有効であることから、これら施策の一体的な運用を図るとともに、複数年度での取り組みが可能となるよう考慮されたい。なお、助成金事業の実施にあたっては、受付期間の十分な周知はもとより、助成枠の拡大および申請手続きの通年化等、制度の充実を図られたい。

3. 産学官連携促進のための環境整備

産学官連携が推進されているが、中小企業が大学研究室と共同研究等を行なう場合、標準的な費用額が整備されていないため、契約締結の足かせとなっている。産学間の健全な取引慣行を築くため、収益還元方式など適切な積算方法を確立した上で、研究内容に応じた費用テーブルのガイドライン等の整備を急ぐべきであり、産学官からなる推進体制を整えるなど、枠組み作りにおいて主導的役割を発揮されたい。

IV 中小企業の成長を加速する施策の実施および経営環境の整備

最重点要望事項

●包括的な事業承継税制の確立

事業用資産は企業の継続的な活動のための基礎的な財産であり、非課税にするなど事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立すべきである。

また、取引相場のない株式は換金性がないにもかかわらず、優良企業、とりわけ収益性の高い企業等を中心に評価額が高くなり、相続時の過大な税負担から事業者の意欲を阻害する要因になっているので、評価方法の抜本的な改善を図るべきである。

1. 中小企業の底上げ戦略について

中小企業の経営基盤および競争力の強化には生産性の向上が必要となることから、下請取引等の適正化や人材確保・能力開発、IT化や機械化、サービス業の生産性向上に向けた取り組み等「生産性向上プロジェクト」を着実に推進されたい。

特に原材料価格の上昇等を背景とした取引上の優越的地位の乱用により、中小企業が不当に不利益を被らないよう、業界別ガイドラインの策定普及を強力に推し進められ、下請取引等の適正化に向けた迅速かつ実効性ある対応を図られたい。また不公正取引の排除に資する実質的執行力を確保する仕組みについて検討されたい。

さらに、最低賃金については、企業の支払い能力を考慮したものとするべきであり、中小企業の経営実態を無視した引き上げには反対である。

2. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の撤廃

平成19年度税制改正において、適用除外基準の見直しがされたところだが、そもそも、特殊支配同族会社という概念を新設し、その業務主宰役員の給与所得控除相当額を課税対象としたことは、他の会社との公平性を欠くものであり、本制度は速やかに撤廃すべきである。

3. 事業所税の撤廃

都市部に立地している企業にとって事業所税の負担は重く、経営に与える影響は甚大である。立地規制の緩和とともに産業力を強化する観点からも、中小企業に対する事業所税を撤廃すべきである。

4. 今後の成長が期待される分野への重点的な支援

アニメやモバイルコンテンツ、ゲームソフト等、わが国のコンテンツ産業は技術レベルが高く、また、海外も含めて市場規模が大きい。わが国のソフトパワーをさらに高め、海外市場への進出をより一層促進するためにも、資金支援や販路支援に加えて、人材育成や著作権管理を含めた総合的な支援策の構築を図られたい。

また、今後の成長が期待される健康・福祉や観光・集客、流通・物流をはじめとしたサービス産業については、わが国の生産・雇用の7割弱を占めており、製造業とともに経済成長のエンジンとして期待されていることから、サービスの質や生産性の向上に資する総合的な支援策の構築を図られたい。

5. 地域資源の活用に対する支援

各地域の強みである固有の技術、農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対する多面的な支援により、地域経済を活性化させるため、中小企業地域資源活用促進法等の推進により、地域のニーズに合わせた実効性のある施策を実施されたい。

6. 商店街等によるコミュニティ再生事業への支援強化

まちの賑わいの源泉であるとともに、地域社会の基礎的インフラとしても期待されている中小小売店や商店街の活性化を図るべく、一層の支援を図られたい。特に、防災や防犯、環境、子育てや教育問題等、地域社会が抱える課題を地域主導で解決できるよう、商店街、住民、企業などが一体となったコミュニティ再生への取り組みに対する支援を強化すべきである。

7. ワークライフバランス推進に向けた総合的支援

仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業が行う施設整備に対する助成金や子育て支援助成金の拡充、低利の融資制度の創設のほか、税制面での優遇措置の付与、先進的企業への顕彰制度、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「認定マーク」の付与に際しての柔軟な対応等、中小企業の両立支援への取り組みを促進する施策を講じられたい。

また、東京都の認証保育所制度等を参考に、現行の認可保育所制度を抜本的に見直し、直接契約制度の導入、保育料設定の原則自由化、地域の実情に応じた面積基準や保育従事者資格基準の緩和、施設設置運営に対する国の財政支援等、環境整備を進められたい。

＜その他要望事項＞

下記事項についても、施策のさらなる充実や、事業の延長・拡充を図られるよう強く要望する。

I 中小企業金融の充実強化

- (1) 金融検査マニュアル別冊については、引き続き、中小企業の実態に配慮した運用を図られたい。
- (2) 小企業等経営改善資金（マル経）融資制度に関する以下の措置を拡充されたい。
 - ①貸付限度枠の別枠を本枠へ統合し、限度額を1000万円とすること。
 - ②返済期間の特例措置（運転資金5年、設備資金7年）の恒常化。
 - ③生活衛生関係事業者に対する設備資金について、本制度の融資対象に加えること。
 - ④従業員規模要件の緩和（商業10人以下、製造業その他30人以下）。
 - ⑤ソフトウェア業の従業員要件について、製造業扱いとすること。
- (3) 電子記録債権法制の迅速な成立
手形取引が減少している中、その代替手段となっている「一括決済」や「期日振込」は中小企業にとって資金調達や支払いに活用することが困難となっている。こうした状況の中、売掛債権等の金銭債権の譲渡を電子的手段によって推進するための制度化が検討されているが、手形代替的機能をもった安価・簡単・便利で安全な制度になるようお願いしたい。

II 東京のものづくり産業の基盤強化

- (1) 少額減価償却資産の特例を延長および拡充されたい。
- (2) 中小企業技術基盤強化税制を延長および拡充されたい。
- (3) 中小企業投資促進税制を延長および拡充されたい。

III 中小企業の成長を加速する施策の実施および経営環境の整備

- (1) 法人実効税率および中小企業軽減税率の引き下げ、軽減税率の適用所得金額の引き上げをされたい。
- (2) 交際費等の損金不算入に関する中小企業者特例を延長および拡充されたい。
- (3) 人材投資促進税制を延長および拡充されたい。
- (4) 欠損金の繰戻還付制度の無条件適用を早期に復活されたい。

- (5) 中小企業再生支援協議会活動の成果を一層高めるべく、再生支援のための人材の確保・育成等に対する強力な支援を図られたい。
- (6) 観光振興の推進を図るべく、観光省（少なくとも観光庁）の設置とともに、関連予算を大幅に拡充されたい。
- (7) 中小企業による地域の資源を生かした商品開発や販路拡大等について幅広く支援すべく、地域産業支援に関する施策を充実強化するとともに、JAPANブランド育成支援事業等を通じて、地域ブランド構築に対する取り組みを積極的に支援されたい。
- (8) 廃業率が開業率を上回る状況が続いており、事業者数の減少が深刻な問題となっている。創業支援、既存企業の新分野進出等の施策の一層の充実をお願いしたい。
- (9) 「中小企業者に関する国等の契約の方針」に則り、中小企業とりわけ技術力のある企業や創業間もない事業者における受注機会の増大に配慮されたい。
- (10) 中心市街地活性化法の運用について
中心市街地活性化基本計画の認定にあたり、中心地と郊外の区分が明確でない東京の地域特性を踏まえた対応を図るとともに、複数区にまたがった中心市街地については、一体的な活性化が図れるよう、法的整備を講じられたい。
- (11) NOx・PM法における規制対象自動車の使用猶予期間の延長を図るとともに、事業者への優遇税制や金融措置について拡充されたい。
- (12) 知的財産に関する紛争処理に資するべく、中小企業に対するADR（裁判外紛争処理）制度について、普及・定着を図られたい。
- (13) グローバル化の進展に伴う国際競争力強化は中小企業にとって重要課題であり、経営基盤強化に資する首都圏の社会資本の整備推進と最適化のため、首都圏空港の機能強化、3環状をはじめとした計画道路の集中的整備、東京湾の港湾機能再編と各自治体計画の総合調整、の措置を早急に図られたい。

以上

平成19年度第3号 平成19年6月14日 第582回常議員会決議
--